

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場422-1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> : 清水支店

特定化学物質障害予防規則に、

「ニッケル化合物」と「砒素及びその化合物」が追加指定され、健康障害防止対策について平成21年4月1日より施行・適用されます。

厚生労働省は、特定化学物質障害予防規則を改正し、

- 1) 「ニッケル化合物」(従来から規制のあるニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)
 - 2) 「砒素及びその化合物」(従来から規制のある「三酸化砒素」を含み、アルシン及び砒化ガリウムを除く)
- を、第2類物質及び管理第二類物質に指定し、平成21年4月1日より規制を開始します。

富士本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

◇作業環境測定・抑制濃度測定及び定期自主検査の実施

環境分析部 分析1課 望月裕・中西・青柳

◇局所排気装置・プッシュプル型換気装置の設計・施工

・設置届出書作成及び定期自主検査の実施

労働安全・衛生コンサルタント 目黒

労働衛生コンサルタント 尾崎

環境技術部 後藤

有害性・物性・用途の例

ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)

1 発がん性(※1)

グループ1(ヒトに対して発がん性あり)

2 感作性(アレルギー)

・皮膚感作性あり(GHS区分1相当)

・呼吸器感作性あり(GHS区分1相当)

3 その他の人体への影響

・眼に対する重篤な損傷性・刺激性あり(GHS区分2B相当)

・生殖毒性あり(GHS区分2相当)

・反復ばく露による特定標的臓器への毒性:呼吸器(GHS区分1相当)

4 用途の例

メキシ、触媒、防腐剤、媒染剤、窯業顔料、アルミ着色剤、金属表面処理剤、電池、試薬

「ニッケルカルボニル」に関する規制は、従来どおりです。また、「粉状の物」とは、流体力学的粒子径0.1mm以下のものを言います。

※1 発がん性は、IARC(国際がん研究機関)の評価による。

物性は、化合物の種類によって異なります。

砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)

1 発がん性(※1)

グループ1(ヒトに対して発がん性あり)

2 その他の人体への影響

・急性毒性は、化合物の種類によって程度が異なる

・皮膚腐食性・刺激性あり(GHS区分1相当)

・眼に対する重篤な損傷性・刺激性あり(GHS区分1相当)

・生殖毒性あり(GHS区分1B相当)

従来から規制されていた「三酸化砒素」は、「砒素及びその化合物」に含まれます。

物性は、化合物の種類によって異なります。

3 用途の例

半導体、合金添加元素、触媒、ガラスの脱色剤、農薬、殺鼠剤、顔料、医薬品原料、染料原料、木材防腐剤、漁網・皮革防腐剤、脱硫剤、散弾鉛硬化剤

物質ごとの主な規定の適用(一覧)

法令	条文	規制内容	物質名		物質名	規制内容	物質名	規制内容
			ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、 粉状の物に限る。)	砒素及びその化 合物(アルシン及 び砒化ガリウムを除く。)				
安衛法	57	一	表示	○	○	29~32	先	定期自主検査
	57の2	一	文書の交付	○	○	36	先	作業環境 の測定
	59	先	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○			実施
	67	一	健康管理手帳	対象	○(三酸化砒素 のみ)	36の2	先	記録の保存
				要件	5年以上従事			測定結果の評価
	88	先	計画の届出	○	○			管理濃度(mg/m³)
特定化 学物質 障害予 防規則 (特化則) ～	5	先	特定第2類物質ま たは管理第2類物 質に係る設備	密閉式	○	ニッケルとして 0.1	ニッケルとして 0.1	○
				局排	○	砒素として 0.003	砒素として 0.003	○
				アッシュブル	○			○
	7	先	局排の性能(mg/m³)	ニッケルとして 0.1	砒素として 0.003	36の3	先	評価の結果に基づく措置
	8	先	局排等の稼働時の要件	○	○	37	先	休憩室
	9	先	用後処理(除じん)	○	○	38	先	洗浄設備
	12の2	先	ぼろ等の処理	○	○	38の2	先	飲食等の禁止
	21	先	床の構造	○	○	38の3	先	掲示
	24	先	立入禁止措置	○	○	38の4	先	作業記録
	25	先	容器等	○	○	39, 40	先	履入れ、定期
	27	先	作業主任者の選任	○	○	先	健康診断	○
								配転後
								記録の保存
						41	先	健康診断結果の報告
						42	先	緊急診断
						53	先	記録の報告

今回新たに義務付けられた規定(ただし、三酸化砒素については、従来より義務付けされていたもの。)

* 「安衛法」は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

* 「派遣」の別欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」が派遣先事業者、「元」が派遣元事業者を表す。

* 安衛法第57条(表示)及び第57条の2(文書の交付)の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

* 安衛法第57条の2(文書の交付)の対象は、「ニッケル及びその化合物」、「砒素及びその化合物」であり、安衛法第57条(表示)よりも対象範囲が広い。

* 安衛法第67条(健康管理手帳)は、国が交付するものである。

ニッケル化合物、砒素及びその化合物に係る 主要な措置

(今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質になりました)

容器等への表示対象となる含有率

- ニッケル化合物、砒素及びその化合物、これらを重量の0.1%以上含有する
製剤その他の物 ※三酸化砒素については、従来から表示義務あり

容器等への表示

新規

(安衛法第57条、安衛則第30、第32、33条及び別表第2)

ニッケル化合物、砒素及びその化合物、これらを重量の0.1%
以上含有する製剤その他の物を容器又は包装に入れて譲渡し、
又は提供する者は、容器又は包装に、

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵又は取扱い上の注意、
⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章、
を表示しなければなりません。

ただし、主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外されます。

平成21年4月1日より適用。
ただし、この時点で既に存
在する物については、平成
21年9月30日までは適用さ
れません。

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

- ニッケル化合物、砒素及びその化合物を製造し、又は取り扱う作業全般
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

※三酸化砒素については、従来から規制あり

発散抑制措置等

新規

2③以外は、平成22年4月1日より措置が必要です。ただし、
平成21年4月1日～平成22年3月31日に製造・取扱い設備を
新設する場合には、新設する時点から措置が必要です。

ニッケル化合物、砒素及び砒素化合物、これらを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「対象物」と言います。)を製造し、又は取り扱う作業全般について、対象物のガス、蒸気又は粉じんの発散による労働者のばく露を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 対象物のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場(特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等
労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

2 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること(特化則第7条及び第8条)
(局所排気装置に係る抑制濃度は、ニッケル化合物0.1mg/m³(ニッケルとして)、
砒素及びその化合物0.003mg/m³(砒素として)です。)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと(特化則第30、32、33、34の2、35条)
- ③ 設置計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要です。)

2③の計画届は、製造設備・発散
抑制設備を平成21年6月30日まで
に設置・移転・変更しようとするとき
は必要ありません。

3 除じん装置の設置

対象物の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒、局所排気装置、プッシュプル型換気装置には、粉じんの粒径に応じた除じん装置を設けること(特化則第9条)

漏えい防止のための措置等

新規

①以外は平成21年4月1日より適用
(①は平成22年4月1日より適用)

対象物を製造し、又は取り扱う設備からの漏えい事故等による労働者の健康障害を予防するため、次のような措置を講じなければなりません。

- ① 不浸透性の床の設置(特化則第21条)
- ② 設備の改善等の作業時の措置
(特化則第22条及び第22条の2)
- ③ 立入禁止措置(特化則第24条)
- ④ 適切な容器の使用等(特化則第25条)

作業主任者

新規

平成23年4月1日より適用

(特化則第27条及び第28条)

対象物を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)については、「特定化学物質び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなくてはなりません。

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、又は吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他の労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

作業環境測定

新規

平成22年4月1日より適用

(特化則第36条ー第36条の4)

- 対象物を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、6月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を行わなければなりません。
- その結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う必要があります。
- 測定の記録及び評価の記録は30年間保存する必要があります。
- 管理濃度は、次のとおりです。

ニッケル化合物 $0.1\text{ mg}/\text{m}^3$ (ニッケルとして)
砒素及びその化合物 $0.003\text{ mg}/\text{m}^3$ (砒素として)

健康診断

新規

平成21年4月1日より適用

(特化則第39条ー第42条、別表第3ー第5)

- 対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について健康診断を行わなければなりません。(注:三酸化砒素の健診項目も一部変更されます。)
また、対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は医師による診察又は処置を受けさせなければなりません。
- 健康診断の結果(個人票)は、30年間保存する必要があります。
- 健康診断の結果を労働者に通知し、また、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

その他の措置

新規

平成21年4月1日より適用

- 保護具(特化則第43条ー第45条)
 - ・ 対象物に有効な呼吸用保護具等を備えること。
- 作業の記録の保存(特化則第38条の4)
 - ・ 作業の記録を30年間保存すること。
- 休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条及び第38条)
- 喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2)
- 取扱い上の注意事項等の掲示(特化則第38条の3)

